

特別史跡加曾利貝塚新博物館(仮称)整備・運営事業 基本協定書(案) 修正箇所一覧

頁	項目・タイトル	修正前	修正後	内容
基本協定書(案)【SPCを設立する場合】				
5	第10条第1項	(1)公知の内容である場合 (2)本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合 (3)被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合 (4)裁判所により開示が命ぜられた場合 (5)当事者の弁護士その他本事業にかかるアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合 (6)その他法令に基づき開示する場合	(1)公知の内容である場合 (2)本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合 (3)被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合 (4)裁判所により開示が命ぜられた場合 (5)当事者の弁護士その他本事業にかかるアドバイザー又は本事業の再委託先に守秘義務を課して開示する場合 (6)開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる場合 (7)その他法令に基づき開示する場合	修正
5	第10条第4項	落札者は、落札者の役員、従業員、代理人又はコンサルタント、出資者に対し、第1項及び第3項の守秘義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。	落札者は、落札者の役員、従業員、第1項第5号に基づき開示した者に対し、第1項及び第3項の守秘義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。	修正
基本協定書(案)【SPCを設立しない場合】				
4	第8条第1項	(1)公知の内容である場合 (2)本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合 (3)被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合 (4)裁判所により開示が命ぜられた場合 (5)当事者の弁護士その他本事業にかかるアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合 (6)その他法令に基づき開示する場合	(1)公知の内容である場合 (2)本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合 (3)被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合 (4)裁判所により開示が命ぜられた場合 (5)当事者の弁護士その他本事業にかかるアドバイザー又は本事業の再委託先に守秘義務を課して開示する場合 (6)開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる場合 (7)その他法令に基づき開示する場合	修正
4	第8条第4項	落札者は、落札者の役員、従業員、代理人又はコンサルタント、出資者に対し、第1項及び第3項の守秘義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。	落札者は、落札者の役員、従業員、第1項第5号に基づき開示した者に対し、第1項及び第3項の守秘義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。	修正